**最新・中国法ニューズレター**

――――第8号――――

発行者：上海董孝銘弁護士事務所

所長・弁護士 董孝銘

上海市南京西路881号

静安新時代大厦13階10室

TEL:021-61229507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

***目　　次***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 案件分析 | ： | 脳死または心臓死による労災認定について・・・・・・・・・P2 |
| * 重要法規解説 | ： | 「中華人民共和国個人所得税法」の改正に関する全人代常務委員会の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3 |
| * 主要法令 | ： | 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・P5 |

***案件分析***

**脳死または心臓死による労災認定について**

一、事実経緯

2016年10月25日夜、A氏は会社の当直に当たり、翌日会社での朝食中、突然痙攣、意識混乱が起き、病院に急送された後、脳出血、脳梗塞と診断。当時、A氏は昏迷状態で自主呼吸が出来ず、生理、病理などの反射なども無く、通常の「脳死」と言われる状態に陥り、その呼吸が人工呼吸器によって維持されている。医者がA氏の妻（以下、B女史という）にA氏の病状を伝えた後、B女史は諦めたくなく救命治療の継続を求めた。

2016年11月4日、A氏は多臓器不全で救命措置を取られても叶わず死亡した。

A氏が死亡と認定された後、その会社はW市の区人力資源社会保障部門（以下、人社部門という）に労災認定を申し入れ、人社部門は調べた上、労災保険条例第15条第1項の規定に照らし、勤務時間と勤務職場で突発疾病で死亡または48時間以内に緊急救命を施したとしても効かず死亡した職員に労災として見做すが、A氏の死亡時間は48時間の時限を超え、労災として見なされないと認定した。

人社部門の認定に対してB女史は受入られず、行政再審を起したが、実らず、2017年9月に区裁判所に人社部門を相手に行政訴訟を提訴した。

二、一審判決

2017年9月14日、区裁判所は本案を審理し、B女史は、夫A氏が緊急救命を施された数時間後、既に「脳死」になったが、人社部門が認定した死亡時間はその心鼓動の停止時間であり、人社部門の法律適用が余りにも柔軟性に欠けていると訴え、「労災の不認定決定」と「行政復議決定書」を取消す判決を下すよう求めた。

一方、人社部門は、病院が発行した「住民死亡医学証明」に記したA氏の死亡時間は法律上認可した死亡時間として、A氏は発病して１週間経過後死亡したため、その情況が明らかに「48時間」の時限を超え、労災認定の基準に合致しないと反論した。

裁判所は審理後、A氏は持続的に人工呼吸器に頼り生命を維持したが、現在、中国では医療機関の発行した死亡医学証明書を除き、その他の死亡認定基準を確立した現行法が見当たらない。従って、その死亡時間は死亡医学証明に記載した2016年11月4日を基準とし、労災認定条件とする「48時間以内緊急救命無効で死亡」の時限を超えたものとして、B女史の訴求を退けた。

三、二審判決

B女史は一審判決に不服し、上訴した。2017年12月26日に中級裁判所は、開廷審理の後、近代医療技術の発展によって、患者にもっと多くの救命時間を与えるようになり、この救急時間は48時間より更に長くなる。患者の命に対する尊重のために行い得るすべての適切な治療を行わなければならない。A氏に対する労災認定の可否について行政機関は本案の事情及び社会の発展を労働者の死亡と勤務との因果関係と結び付け、具体的に法律を適用し、労災保護範囲を拡大し、勤務中突発病気で負傷、死亡した労働者に人道救済を与えるべきと考え、B女史の上訴訴求を支持し、一審の認定した「労災不認定決定」と「行政復議決定書」を取消す終審判決を行った。

四、コメント

１、死亡時間は脳死によるものか、心臓死によるか、その死亡基準に関して、中国では実務上、綜合基準説を取り、つまり呼吸停止、心拍停止、瞳孔散大・対光反射消失の「死の３徴候」とする「心臓死」は、死の判定基準とすることで、旧来からある考え方である。これに当てはまらない死の定義には、脳死がある。

2、本案では死亡原因は業務と直接に因果関係が無く、自身の疾病によって誘発したものに対して、労災並みとして見なされ、人道救済を与えるためにあえて労災保障条例第15条にある「見なす」という用語を取り入れ、労働者側を配慮する、「脳死」の基準に近い法的な判断の傾向性を示された。

3、もともと中国では死亡判断基準に関する法律、法規がなく、各裁判所は個々の事案に対してそれぞれの考慮によって判断を行い、類似のケースでも異なる判決が現れてきた。現行の死亡判断基準と社会の現実との乖離を解消するために、数年前から脳死を死亡判定の基準とすべきとの提案は全人代に提出された動きがあるが、また立法の審議案として取り上げられないのが現状である。然し、同類案件に対する異なる判決を回避するには一日も早く死亡判定基準の立法が行われるべきだろう。

***重要法規解釈***

**「中華人民共和国個人所得税法」の改正に関する**

**全人代常務委員会の決定について**

全人代常務委員会は、2018年8月31日付「「中華人民共和国個人所得税法」の改正に関する決定」（以下、決定という）を公布、2019年1月1日より施行を決めた。以下では「決定」の内容について簡単にご紹介します。

一、目的

個人所得税法の改正は2011年以来となり、「決定」は全体として大幅な減税を含むより抜本的なものとなっており、中国の社会、経済の情勢変化及び実情に応じ、個人所得税によって貧富の差を縮小、社会財産分配を調節する役割を果たす。

二、改定の主な内容

１．居住・非居住の概念の導入

「決定」では暦年単位で中国に満1年の居住者は納税者とする現行の所得税法を見直し、その判定は暦年単位で中国に183日の滞在日数を元に行うことに変わり、居住・非居住の概念を導入し、それによって納税義務などを区別することとする。

２．総合課税の導入

これまでは11種類の所得から9種類まで減らし、そのうち給与・賃金、労務報酬、原稿料、特許使用料の4項目の労働所得については合算した上で同一の累進税率を適用する総合課税となるが、それ以外の所得については引き続き分離課税となる。

３．個人所得税率の変更

総合所得の税率は3%～45%の7段階のまま変わらないが、3%〜25%が適用される中・低所得層にとっては減税額が大きい。一方30%以上の税率が適用される所得部分については変更はないため、高税率が適用される外国人にとっては実効税率にはそれほど大きな影響はないが、個人経営所得の税率は5%〜35%の5段階のまま変わらないが、各税率が適用される所得額は変更となり、35%の最高税率が適用される所得は現行の年10万元から50万元に大幅に引き上げられる。

利息、株式利息、配当所得、財産リース所得、財産譲渡所得及び偶然所得に比例税率の20％が適用される。

４．納税所得額の計算

居住者個人の綜合所得について現行の給与所得の基礎控除額の月3,500元から月5,000元（年6万元）まで引き上げられる。外国人の場合は中国人と同じ5,000元に統一される。

５．付加控除項目の新設

４．の基礎控除の他、これまでの養老保険、医療保険、失業保険、住宅積立金等の特別控除項目は維持しながら、更に子女教育費、継続教育費、高額医療費、住宅ローン利息や住宅賃料、老人扶養などの支出が付加控除項目として新設される。

６．租税回避阻止条項の追加

（１）個人とその関連側との業務が独立個人間の取引の原則に合致せず、正当な理由がないにもかかわらず、本人またはその関連側の納税すべき額を減らすこと

（２）居住者個人が支配するか、または居住者個人が居住者企業と共同で税負担の明らかに軽い国家（地域）に設置、支配する企業は経営上の理由がなく、居住者個人に帰属すべきの利益を配分しないか、または配分を減少すること。

（３）個人はその他の合理的な商業目的を有しない手配を実施し、不当な税収利益を獲得する。

上記の租税回避などについて税務機関による更正処分の権限や罰則が規定される。

7.納税人及び納税申告

個人所得税は所得者を納税人とし、所得を支払う企業または個人を控除義務者とする。

納税者は中国公民身分証明書番号を有する場合には、その身分証明書番号を納税人番号とするが、さもなければ、税務機関はその納税人識別号を付与する。

中国国外から所得を取得し、または非居住個人が中国国内で二箇所以上から給与・賃金所得を取得した情況などにある場合納税者は納税申告をしなければならない。

8．改正後の個人所得税率表

表一（綜合所得適用）

ランク 年度納税所得額　　　　　　　　税率（％）

1 36000元未満　　　 3

2 36000元～144000元　　　　 10

3 144000元～300000元　　　　　　　20

4 300000元～420000元　　　　　　　25

5 420000元～660000元　　　　　　　30

6 660000元～960000元　　　　　　　35

7 960000元～　　　　　 45

表二（経営所得適用）

ランク 年度納税所得額　　　　　　　　税率（％）

1 30000元未満　　　 5

2 30000元～90000元　　　　 10

3 90000元～300000元　　　　　　　 20

4 300000元～500000元　　　　　　　30

5 500000元～　　　　　　　　　　　35

***主要法令***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 法　　律　　名　　称 | 施行日 |
| 1 | 全人代常務委員会の「「中華人民共和国個人所得税法」の改正に関する決定」『重要法規解説』をご参照下さい） | 2019/01/01 |
| 2 | 財政部、国家税務総局、応急管理部の「安全生産専用設備企業所得税優遇目録（2018年版）」の配布に関する通知」 | 2018/01/01 |
| 3 | 国家市場監督管理総局弁公庁の「偽造劣等商品の製販違法行為の打撃力の強化に関する通知」 | 2018/08/01 |
| 4 | 国家税務総局の「全国にわたる一般納税人登記ネット処理の推進に関する通知」 | 2018/08/06 |
| 5 | 最高裁の「上海金融裁判所案件管轄に関する規定」 | 2018/08/10 |
| 6 | 国家市場監督管理総局の「企業登記簡易抹消改革の更なる推進に関する通知」 | 2018/08/24 |
| 7 | 最高裁の「裁判所による財産処置参考価格確定若干問題に関する規定」 | 2018/09/01 |
| 8 | 全人代常務委員会の「中華人民共和国電子商務法」 | 2019/01/01 |

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）